

## 海の観光拠点整備基本計画作成業務委託特記仕様書

### 1 海の観光拠点整備基本計画の作成

#### (1) 整備方針の整理・検討

海の観光拠点の必要性及び期待される効果を検討し、本町の地域特性等を踏まえた整備方針を検討すること。

##### ア 拠点整備の上位計画・関連計画等の整理

本町の総合計画、関連計画との関係から基本計画の位置付けを整理すること。

##### イ 拠点候補地における法規制・許認可申請等の整理

拠点施設整備にあたり、候補地において関連する法規制及び必要な許認可申請等の事項について整理すること。

##### ウ 地域資源等の整理

本町の地域特性等や地場産品など拠点整備と結びつく観光資源を整理すること。

#### (2) 事業規模の検討

検討委員会の意見を踏まえた導入施設を基本に市場調査等を行い、導入施設及び拠点全体の規模、運営方法等を検討すること。

- ・建設敷地等の分析
- ・拠点施設の需要予測
- ・拠点施設周辺の商圈調査
- ・拠点施設の利用者推計

#### (3) 拠点施設の整備プランの作成

導入施設、運営方法、施設配置、施設規模及び動線計画等を反映して、以下の事項を含むモデルプランを作成すること。

- ・測量図
- ・敷地配置図
- ・各階平面図
- ・立面図
- ・イメージパース

#### (4) 概算事業費の検討

前項までの検討を踏まえて、拠点整備のイニシャルコスト（本体工事、付帯工事・外構工事、解体工事等の拠点整備全体の概算事業費）の検討を行うこと。

#### (5) 整備スケジュールの検討

前項までの検討を踏まえて、拠点整備の設計から建設までの事業スケジュール（仮設の整備・移転等を含む。）を整理すること。

#### (6) 海の観光拠点整備基本計画のとりまとめ

前各項及び検討委員会において出された意見等を集約した基本計画を作成すること。

## 2 検討委員会の開催支援（4回程度）

### （1）検討委員会の運営支援

基本計画の作成にあたり、本町が設置する海の観光拠点整備基本計画作成検討委員会に参加するとともに、検討委員会での補足説明等の支援を行うこと。

### （2）検討委員会への提示資料作成

検討委員会の意見及び進捗に応じて、発注者からの貸与資料又は受託者による調査等により、検討委員会へ提示する資料を作成すること。

## 3 打合せ協議等

本業務を円滑に遂行するため、打合せ協議等を行う。実施時期については、以下を想定している。なお、主要打合せについては、管理技術者が出席すること。

- ・業務着手時、中間打合せ（3回）、最終打合せ 計5回

## 4 成果品の作成

（1）成果品は、以下のものを作成し提出すること。なお、基本計画は電子データで納品するものとする。

- ・海の観光拠点整備基本計画 1式
- ・海の観光拠点整備基本計画作成業務委託報告書（A4版・パイプファイル） 2部
- ・上記の電子データを保存した電磁的記録媒体（CD-R） 2部

※電子データは、以下のファイル形式とすること。

- ・文書：Microsoft Word 形式又はMicrosoft Excel 形式
- ・表・グラフ：Microsoft Excel 形式
- ・写真・画像等：JPEG 形式又はPNG 形式
- ・デザイン：PDF 及び Adobe illustrator 形式
- ・図面：PDF 及び SFC 形式

- ・その他発注者が必要とする資料

（2）本業務の成果品及び著作権は、委託者に帰属するものとし、受託者は発注者の承諾なく成果品を第三者に貸与又は公表してはならない。ただし、二次利用等は事前に受託者に申し出のうえ、その都度協議するものとする。